

令和4年3月1日招集

令和4年 第2回(3月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について）	1
議案第3号	佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第4号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について	5
議案第5号	佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について	7
議案第6号	佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第7号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第8号	佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について	15
議案第9号	佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の制定について	22
議案第10号	佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第11号	佐渡市認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第12号	佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第13号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	31

議案第14号	佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度～令和6年度)の策定について	33
議案第15号	令和3年度佐渡市一般会計補正予算(第15号)について	34
議案第16号	令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	34
議案第17号	令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	34
議案第18号	令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第5号)について	34
議案第19号	令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第3号)について	34
議案第20号	令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第3号)について	34
議案第21号	令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算(第1号)について	34
議案第22号	令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算(第1号)について	34
議案第23号	令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算(第4号)について	34
議案第24号	令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算(第3号)について	34
議案第25号	令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第4号)について	34
議案第26号	令和4年度佐渡市一般会計予算について	34
議案第27号	令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	34

議案第28号	令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	34
議案第29号	令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算について	34
議案第30号	令和4年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	35
議案第31号	令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	35
議案第32号	令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	35
議案第33号	令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	35
議案第34号	令和4年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	35
議案第35号	令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	35
議案第36号	令和4年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	35
議案第37号	令和4年度佐渡市病院事業会計予算について	35
議案第38号	令和4年度佐渡市水道事業会計予算について	35
議案第39号	令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について	35

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第1号

専決処分書

令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年2月14日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第 3 号

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

(市長の給料月額の減額)

第1条 令和4年4月1日から同月30日までの間における市長の給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第53号)第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の2に当たる額を減じて得た額とする。

(副市長の給料月額の減額)

第2条 令和4年4月1日から同月30日までの間における副市長の給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号

佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市教育長の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市教育長の給与の減額に関する条例

令和4年4月1日から同月30日までの間における教育長の給料月額は、佐渡市教育長の給与に関する条例（平成27年佐渡市条例第4号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年佐渡市条例第307号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水火災その他の災害」を「、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下別表において同じ。）」に改める。

第12条第1項中「別表第1」を「別表」に、「報酬」を「年額報酬、出動報酬」に改め、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の出動報酬は、出動した日の属する月の翌月に支給する。

第13条第1項中「職務に従事」を「会議に出席」に、「別表第2の費用を弁償」を「費用弁償として1,000円を支給」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第12条関係）

年額報酬、出動報酬及び機械器具管理委託費

年額報酬		
区分	年額	
団長	131,000円	
副団長	96,000円	
分団長	58,000円	
副分団長	49,000円	
部長	44,000円	
班長	31,000円	
団員	25,000円	
出動報酬		
区分	金額	
災害の場合（1日につき）	4時間以上	8,000円
	4時間未満	4,000円

警戒、捜索、訓練又は演習の場合(1 日につき)	4時間以上	5,000円
	4時間未満	3,000円
機械器具管理委託費		
区分	年額	
ポンプ車、積載車	48,000円	
小型ポンプ	24,000円	

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に生じた水・火災及び警戒、捜索、訓練又は演習に係る費用弁償の支給については、なお従前の例による。

議案第7号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「並びに」を「及び」に改める。

第4条及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第24条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定め
る額

ア	前項第1号アに規定する金額を減額した世帯	2,235円
イ	前項第2号アに規定する金額を減額した世帯	3,725円
ウ	前項第3号アに規定する金額を減額した世帯	5,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,450円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,485円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,475円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,950円

第24条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第6項中「第24条」を「第24条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号、第14条第1項、第24条及び第24条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第6項から第8項まで及び第10項から第17項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 8 号

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地域住民の心身の保養及び憩いの場を提供すると共に、入浴を通じた健康づくり及び疾病予防の健康増進に資するため、健康保養センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ビューさわた	佐渡市中原244番地2
畑野温泉松泉閣	佐渡市栗野江1810番地4
羽茂温泉クアテルメ佐渡	佐渡市羽茂飯岡170番地1

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの利用に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 感染症又は悪質な疾病で他人に感染するおそれがあるとき。
- (4) その利用が営利を目的とする利用と認めるとき。ただし、公益的なものは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) センターを利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表第2に定める使用料を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は

免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりセンターを利用できないときは、使用料を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、第7条第6号に該当する場合は、この限りでない。

(指定管理者の業務)

第12条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第11条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりセンターを利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

名称	休館日	開館時間
ビューさわた	毎週月曜日 12月31日及び翌年1月1日	12:00～21:00
畑野温泉松泉閣	12月31日及び翌年1月1日	11:00～21:00
羽茂温泉クアテルメ佐渡	毎週月曜日 12月31日及び翌年1月1日	15:00～21:00

備考 毎週の休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なった場合は、その翌日とする。

別表第2（第8条、第13条関係）

1 入浴使用料

区分			利用回数	金額
ビューさわた	一般利用券	大人	1回	円 500
		小人	1回	250
	回数利用券	大人	12回	5,000
			6回	2,500
畑野温泉松泉閣	一般利用券	大人	1回	500
		小人	1回	250
	回数利用券	大人	12回	5,000
			6回	2,500
羽茂温泉クアテルメ佐渡	一般利用券	大人	1回	550
		小人	1回	300
	回数利用券	大人	12回	5,500
			6回	2,800

備考

- 1 小学生未満の者は、無料とする。
- 2 小人とは、小学生をいう。

3 大人とは、前2号以外の者をいう。

4 使用料には、消費税を含む。

2 その他の使用料

施設名	区分		金額
ビューさわた	家族風呂		円 1,500
畑野温泉松泉閣	休憩室	ステージ側	800
		中央	700
		奥側	600
羽茂温泉クアテルメ佐渡	多目的ホール		1,700
	休憩室	全室	1,800
		2/3	1,200
		1/3	600
	テニスコート（1面）		300

備考

1 使用料は、1時間当たりとする。ただし、部屋を占有しない利用については料金を徴収しない。

2 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。

3 使用料には、消費税を含む。

議案第 9 号

佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の制定について

佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例

子どもは、明るい未来を創る大切な存在であり、希望である。

子どもは、生まれながらに周囲からの愛情を感じ取り、その愛情によって自己を肯定し、適切な教育により成長することができる。

私たちは、子どもが幸せに生きる権利を持っていることを自覚し、子どもの成長や子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体がそれぞれの役割を果たすことにより、未来の佐渡市を担う子どもが健やかに成長できる佐渡が島（たからじま）の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもが心身ともに健やかで、夢と希望を持って成長できるよう、子どもを支援するための基本理念を定めることにより、子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者その他これらの者と同じくこの条例に基づく支援を受けることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 市民等 市に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学、通園、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもを支援するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもが次代を担う地域社会の宝であることを認識し、社会全体で子どもの健やかな成長を支援するよう取り組むこと。
- (2) 子どもと保護者との愛着形成が促進できる環境や、子どもが主体的に社会に参加することができる環境の整備に取り組むこと。
- (3) 障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく、安心して生きることができ、子どもの人権が尊重されるよう取り組むこと。
- (4) 社会全体で保護者を支え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じられるような環境づくりに取り組むこと。

(責務)

第4条 保護者、市民等、学校等、事業者及び市は、各自が担う役割及び責務を果たすとともに、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野と相互に連携及び協力し、子育て支援に継続的に取り組むよう努めるものとする。

(推進)

第5条 市は、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第10号

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年佐渡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「(新たに放課後児童健全育成事業者に採用された日から2年を経過した日の属する年度の末日までに当該研修の修了が予定される者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第11号

佐渡市認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市認定こども園条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市認定こども園条例（令和3年佐渡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「佐渡市相川下戸村218番地7」を「佐渡市相川南沢町158番地」に改める。

第2条 佐渡市認定こども園条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「佐渡市相川南沢町158番地」を「佐渡市相川下戸村218番地7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第12号

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市病院事業の設置等に関する条例（平成21年佐渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表佐渡市立相川病院の項を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の病院に付属する診療所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐渡市立相川診療所	佐渡市相川広間町7番地

第2条第2項第1号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、同項第2号中「佐渡市立相川病院」を「佐渡市立相川診療所」に改め、同号イ中「外科」を「整形外科」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

(2) 佐渡市立相川診療所 療養病床 19床

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の表馬場第2 住宅の項を削り、同表井内第1 住宅の項を次のように改める。

井内住宅	佐渡市上新穂569番地1
------	--------------

別表第2 千種西下住宅の項の次に次のように加える。

井内住宅	1,500円
------	--------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度～令和6年度)の策定について

佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度～令和6年度)の策定について、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月1日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

(佐渡市辺地総合整備計画書(令和4年度～令和6年度)別紙添付)

- 議案第15号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第16号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第17号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第18号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第19号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第20号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第21号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）に
ついて（予算書別紙添付）
- 議案第22号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第23号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第24号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第25号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）につい
て（予算書別紙添付）
- 議案第26号 令和4年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第27号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第28号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第29号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第30号 令和4年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第31号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第32号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第33号 令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第34号 令和4年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第35号 令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第36号 令和4年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第37号 令和4年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第38号 令和4年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第39号 令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第2号

《令和3年度 佐渡市一般会計補正予算（第14号）概要》

1 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、飲食店等への営業時間の短縮及び酒類提供の禁止などの協力要請に伴う協力金の給付に要する経費を増額計上

2 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	50,726,594
補正額	806,942
<hr/>	
累計予算額	51,533,536

3 財源内訳 （単位：千円）

県支出金 806,942

4 補正項目 （単位：千円）

○感染症拡大防止協力金給付事業（新型コロナ対策）【地域振興課】

補正額：806,942

議案第 15 号

《令和 3 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 15 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 保育士等処遇改善に伴う私立保育所支援費等の経費を増額計上
- ・ 道路除雪事業の経費を増額計上
- ・ 国の令和 3 年度補正予算（第 1 号）に伴う事業の経費を計上
- ・ その他の経費については、12 月補正予算編成後の事由による必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	51,533,536
補正額	△433,171
累計予算額	51,100,365

3 財源内訳

（単位：千円）

地方消費税交付金	229,084
地方交付税	524,662
国県支出金	△404,224
繰入金	△645,334
市債	△144,700
その他	7,341

4 補正項目

1) 私立保育所支援費 ほか

補正額 4,472 千円

（事業内容）

公・私立保育所及び幼稚園等において、国の処遇改善制度に基づき、国交付金を活用し、賃金改善を行うための必要経費を計上する。

○私立保育所支援費（保育園 8 園、認定こども園 1 園）【子ども若者課】	3,100 千円
○放課後児童健全育成事業者補助事業（放課後児童クラブ 1 箇所）【子ども若者課】	60 千円
○人件費・保育所費（保育園 15 園）【総務課】	1,244 千円
○人件費・へき地保育所費（へき地 2 園）【総務課】	29 千円
○人件費・幼稚園費（幼稚園 3 園）【総務課】	39 千円

2) 道路除雪事業【建設課】

補正額 351,300 千円

(事業内容)

降雪の影響に伴う道路除雪の経費について増額計上する。
・道路除雪委託料ほか

3) 国の補正予算に伴う事業

補正額 136,458 千円

(事業内容)

○お試し住宅体験事業【移住交流推進課】	13,161 千円
交流人口等の拡大を図るため、空き家の改修工事を行い、季節移住者等が滞在できる拠点の整備に要する経費を増額計上する。	
・宿根木交流拠点住宅施設改修工事 1 棟	
○戸籍住民基本台帳費（社会保障・税番号制度システム）【市民生活課】	4,587 千円
マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に係るシステム改修に要する経費を計上する。	
・システム改修委託 1.0 式	
○障害福祉施設等整備費【社会福祉課】	5,000 千円
社会福祉法人が令和3年度国補正予算を活用し、グループホームの建替整備を行うことに伴い、関係補助金交付要綱の規定に基づき、補助金を交付するもの。	
・補助要件等：社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業の採択等	
・補助金額：(施設整備費－国県等補助金) × 1/2 以内 (上限 500 万円)	
○社会資本整備総合交付金事業（道路その他修繕）【建設課】	30,200 千円
市道法面の補修に要する経費を計上する。	
・法面補修工事 1 路線	
○道路メンテナンス事業（橋梁その他修繕）【建設課】	36,500 千円
橋梁等の維持修繕に要する経費を計上する。	
・橋梁修繕 3 箇所、トンネル修繕 2 箇所	
○県営農業農村整備事業【農林水産課】	47,010 千円
・県営中山間地域総合整備事業負担金	17,000 千円
(大小地区、吉井・渦端地区)	
・県営経営体育成基盤整備事業負担金	24,910 千円
(羽茂沖地区、新貝地区)	
・県営震災対策農業水利施設整備事業負担金	5,100 千円
(安養寺地区)	

※増額経費のみ記載しているため、補正額と一致しない場合があります。

議案第16号

《令和3年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 一般被保険者に係る保険給付費の増額計上
- ・ 財政安定化支援事業等の決定による財源更正

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,894,745
補正額	232,000
累計予算額	6,126,745

3. 財源内訳

(単位：千円)

国民健康保険税	△	20,592
国庫支出金		6,033
県支出金		232,000
基金繰入金	△	6,000
一般会計繰入金		20,559

4. 補正項目

(単位：千円)

保険給付費	補正額：232,000
-------	-------------

議案第17号

《令和3年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）概要》

1 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上
- ・ 調定見込額減に伴う現年度分の後期高齢者医療保険料の減額を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	837,053
補正額	△20,721
累計予算額	816,332

3 財源内訳

(単位：千円)

現年度分特別徴収保険料	△15,600
現年度分普通徴収保険料	3,390
一般会計繰入金	△8,511

4 補正項目

(単位：千円)

○後期高齢者医療広域連合納付金

・ 保険料等負担金	△12,210
・ 基盤安定負担金	△8,511

議案第18号

《令和3年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）概要》

1 補正予算について

- ・ 国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等の補正を計上
- ・ 総務費、保険給付費及び地域支援事業費等の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,389,180
補正額	△217,226
累計予算額	9,171,954

3 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	59,288
支払基金交付金	△54,502
県支出金	△31,025
財産収入	6
繰入金	△190,993

4 補正項目

(単位：千円)

総務費

- ・ 一般管理費 補正額： △2,204

保険給付費

- ・ 介護サービス等諸費 補正額： △168,600
- ・ 介護予防サービス等諸費 補正額： 4,347
- ・ 高額介護サービス等費 補正額： △4,654
- ・ 特定入所者介護サービス等費 補正額： △57,784

地域支援事業費

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費 補正額： 12,063
- ・ 包括的支援事業・任意事業費 補正額： △400

基金積立金

- ・ 給付準備基金積立金 補正額： 6

議案第19号

《令和3年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）概要》

1 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金等の補正を計上
- ・ 一般管理費の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	463,631
補正額	△ 5,064
累計予算額	458,567

3 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△ 19,335
県支出金	80
一般会計繰入金	14,191

4 補正項目

(単位：千円)

特別養護老人ホーム費	
・ 一般管理費	補正額： △ 5,064

議案第20号

《令和3年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）概要》

1 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 県補助金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	630,768
補正額	0
累計予算額	630,768

3 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△ 43,768
一般会計繰入金	43,693
県支出金	75

議案第 2 1 号

《令和 3 年度 佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

造林事業費の減額を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	3,331
補正額	<u>△1,649</u>
累計予算額	1,682

3. 財源内訳

(単位：千円)

諸収入（造林事業受託収入）	△1,649
---------------	--------

4. 補正項目

(単位：千円)

造林事業費（造林事業委託料）	△1,649
----------------	--------

議案第22号

《令和3年度 佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

造林事業費の減額を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	3,554
補正額	<u>△615</u>
累計予算額	2,939

3. 財源内訳

(単位：千円)

諸収入（造林事業受託収入）	△615
---------------	------

4. 補正項目

(単位：千円)

造林事業費（造林事業委託料）	△615
----------------	------

議案第 23 号

《令和 3 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 4 号）概要》

【令和 3 年度補正予算（第 4 号）（病院事業全体）】

- ・ 予算上の収支は、208,328 千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益について、12 月までの実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正減
- ・ 新型コロナウイルス感染症関連等の補助金を補正増
- ・ 材料費について、薬品・診療材料等の実績見込みによる補正増
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	1,581,447	136,272	1,717,719
支出	1,894,593	31,454	1,926,047
収支	△313,146	104,818	△208,328

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 4 号	補正後	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	1,190,589	74,242	1,264,831	390,858	62,030	452,888
支出	1,368,205	33,266	1,401,471	526,388	△1,812	524,576
収支	△177,616	40,976	△136,640	△135,530	63,842	△71,688

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	864,197	1,324	865,521
支出	735,161	△211	734,950
収支	129,036	1,535	130,571

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 4 号	補正後	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	764,575	1,606	766,181	99,622	△282	99,340
支出	725,539	68	725,607	9,622	△279	9,343
収支	39,036	1,538	40,574	90,000	△3	89,997

【両津病院】

[補正額] ・ 収益的収入 74,242 千円 ・ 収益的支出 33,266 千円
 ・ 資本的収入 1,606 千円 ・ 資本的支出 68 千円

[主な内容] ・ 給与費について、会計年度任用職員看護師等報酬を補正増
 ・ 地域包括ケア病床導入により入院収益および支援業務委託料を補正増
 ・ 両津病院実施設計等支援業務委託料の補正減

【相川病院】

[補正額] ・ 収益的収入 62,030 千円 ・ 収益的支出 △1,812 千円
 ・ 資本的収入 △282 千円 ・ 資本的支出 △279 千円

[主な内容] ・ 単独支援給付金の補正増

議案第24号

《令和3年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 施設改良費の減額に伴う収支の補正を計上
- ・ 減価償却費と長期前受金戻入益の補正を計上
- ・ 給水収益ほかの補正を計上
- ・ 人事異動に伴う人件費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

・ 収益的収支

収入	補正前の額	2,582,583	支出	補正前の額	2,570,819
	補正額	5,185		補正額	△23,923
	累計予算額	2,587,768		累計予算額	2,546,896

・ 資本的収支

収入	補正前の額	1,460,556	支出	補正前の額	2,206,454
	補正額	△79,451		補正額	△75,977
	累計予算額	1,381,105		累計予算額	2,130,477

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・ 企業債	△20,800
・ 国庫補助金等	△1,871
・ 工事負担金	△56,780
・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	3,474

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収支

・ 収入	： 水道料金の収入	37,960
	： 一般会計補助金	△39,205
	： 長期前受金戻入益	6,430
・ 支出	： 減価償却費	△4,400
	： 人事異動に伴う人件費	△3,115
	： その他委託料	△25,000

○資本的収支

・ 収入	： 企業債、補助金、負担金	△79,451
・ 支出	： 施設改良費	△78,977

議案第 25 号

《令和 3 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 井坪川の砂防指定地内盛土に関する調査業務委託の補正を計上
- ・ 有形固定資産の精査に伴う減価償却費等の補正を計上
- ・ 12 月補正予算編成後の必要な経費と不要額の見込みに伴う増減を計上

2. 予算規模

・ 収益的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額	3,464,873	
	補正額	△7,372	
	累計予算額	3,457,501	
			支出
	補正前の額		3,425,535
	補正額	△7,372	5,526
	累計予算額	3,457,501	3,431,061
・ 資本的収支			
収入	補正前の額	1,573,724	支出
	補正額	55,945	補正前の額
	累計予算額	1,629,669	補正額
			47,620
			累計予算額
			2,332,363

3. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収支

・ 収入	： 他会計負担金	1,093
	他会計補助金	△8,293
	国庫補助金	△10,045
	長期前受金戻入益	9,499
・ 支出	： 総係費	△15,113
	減価償却費	12,056
	資産減耗費	8,729

○資本的収支

・ 収入	： 企業債	11,400
	国庫補助金	10,045
	工事負担金	8,026
	他会計補助金	26,474
・ 支出	： 下水道施設改良費	42,560
	漁業集落排水施設改良費	2,430
	固定資産購入費	2,500
	企業債償還金	130

議案第27号

《令和4年度 佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

- 1 当初予算について
平成30年度からの国民健康保険制度改革後の新たな財政運営の仕組みのもと、県が決定する事業費納付金等を踏まえ編成を行った。
令和4年度から未就学児の均等割軽減が始まります。
- 2 財政の仕組み
市は事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は県が市に支払うこととなる。
- 3 予算規模
予算総額 5,827,000千円（対前年比 △27,000千円 0.5%減）
- 4 事業費納付金の内訳
 - ・医療分 870,668千円（対前年比 △38,646千円 4.2%減）
 - ・後期分 337,105千円（対前年比 △9,841千円 2.8%減）
 - ・介護分 112,172千円（対前年比 △2,248千円 2.0%減）

主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	984,474	1,043,022	△ 58,548	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	1	1	0	災害臨時特例補助金
県支出金	4,401,707	4,376,744	24,963	保険給付費等交付金
財産収入	2	3	△ 1	財政調整基金利子
繰入金	437,492	430,905	6,587	保険基盤繰入金、職員給与費等繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金
その他歳入	3,324	3,325	△ 1	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	5,827,000	5,854,000	△ 27,000	

〈歳出〉

（単位：千円）

項目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	76,977	77,113	△ 136	人件費、一般管理費
保険給付費	4,339,724	4,320,360	19,364	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金
国民健康保険事業費納付金	1,321,247	1,370,680	△ 49,433	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分事業費納付金
保健事業費	76,868	73,662	3,206	特定健康診査等事業費、保健衛生普及費、疾病予防費、保健指導事業費
基金積立金	2	3	△ 1	財政調整基金積立金
その他歳出	8,682	8,682	0	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,500	0	
合計	5,827,000	5,854,000	△ 27,000	

議案第28号

《令和4年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2. 予算規模

予算総額 825,100 千円(前年比 300千円 0.04%増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目名	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備 考
後期高齢者医療保険料	569,714	563,710	6,004	現年度保険料 過年度滞納繰越分保険料
使用料及び手数料	101	101	0	納付証明手数料 督促手数料
国庫支出金	0	0	0	
繰入金	250,850	249,664	1,186	人間ドック助成費用の一部を佐渡市で 負担
繰越金	1	1	0	
諸収入	4,434	11,324	△ 6,890	人間ドック費用助成補助金、後期高齢 者医療被保険者証再交付経費補助金
合 計	825,100	824,800	300	

<歳出>

(単位：千円)

項目名	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	34,855	33,429	1,426	人件費(3名分) 事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	789,194	790,320	△ 1,126	保険料負担金 基盤安定負担金(県3/4 市1/4)
諸支出金	1,051	1,051	0	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合 計	825,100	824,800	300	

4. 令和4年度保険料率について

- ・均等割額 40,500円予定(据え置き)
- ・所得割率 7.84%予定(据え置き)

議案第29号

《令和4年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

被保険者数、保険給付及び地域支援事業の動向等を踏まえ必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 8,799,000千円 (対前年比 △ 274,500 千円 3.0 %減)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項 目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備 考
介護保険料	1,403,136	1,406,294	△ 3,158	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,319,817	2,415,069	△ 95,252	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,251,133	2,329,286	△ 78,153	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金
県支出金	1,253,804	1,298,011	△ 44,207	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,563,872	1,615,981	△ 52,109	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	7,238	8,859	△ 1,621	事業者指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合 計	8,799,000	9,073,500	△ 274,500	

<歳出>

(単位：千円)

項 目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	139,416	141,661	△ 2,245	人件費 一般管理費及び介護認定審査会費等
保険給付費	8,131,130	8,442,542	△ 311,412	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	523,499	484,331	39,168	人件費 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	5	6	△ 1	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利息
諸支出金	1,949	1,959	△ 10	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合 計	8,799,000	9,073,500	△ 274,500	

議案第30号

《令和4年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

令和4年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額

35,000

3. 財源および歳出内訳

財源

歳出

(単位：千円)

発電売電料収入 . . . 34,999

発電事業費 . . . 35,000

その他財源 . . . 1

4. 主な事業

(単位：千円)

○小水力発電特別会計【農林水産課】予算額 : 35,000千円

(事業内容)

発電事業費	
○光熱水費	240千円
○修繕料	400千円
○手数料	158千円
○施設管理業務委託料	987千円
○水利使用料	156千円
○基金積立金	8,236千円
・施設修繕積立金	1,815千円
・施設更新積立金	6,420千円
・基金利子積立金	1千円
○消費税	2,000千円
○一般会計繰出金	22,823千円
・基幹水利施設管理費	13,573千円
・施設整備費返済金	9,250千円

議案第31号

《令和4年度 佐渡市歌代の里特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

介護老人福祉施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 458,700千円 (対前年比 △ 5,500 千円 1.2 %減)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	433,351	431,420	1,931	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	230	230	0	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
財産収入	1	1	0	財産運用収入
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	21,401	28,728	△ 7,327	一般会計繰入金
繰越金	3,000	3,000	0	繰越金
諸収入	715	819	△ 104	雑入
合計	458,700	464,200	△ 5,500	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備考
特別養護老人ホーム費	457,699	463,199	△ 5,500	施設費 介護サービス費
諸支出金	1	1	0	
予備費	1,000	1,000	0	
合計	458,700	464,200	△ 5,500	

議案第32号

《令和4年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

介護老人保健施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 609,600千円 (対前年比 5,400千円 0.9%増)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	430,530	424,870	5,660	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	174	174	0	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	147,682	174,482	△ 26,800	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	1,012	672	340	雑入
市債	26,200	0	26,200	市債
合計	609,600	604,200	5,400	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	差引増減	備考
介護老人保健施設費	524,407	520,099	4,308	施設費 介護サービス費
公債費	84,792	83,700	1,092	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合計	609,600	604,200	5,400	

議案第 33 号

《令和 4 年度 佐渡市五十里財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■五十里財産区特別会計 190

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 181） 184

・ 主な事業

財産区管理会の運営 132

(事業内容)

財産区管理会を年間 2 回開催し、山林整備等について協議を行う。

議案第 3 4 号

《令和 4 年度 佐渡市二宮財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■二宮財産区特別会計 3,368

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 175） 177

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間 3 回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第35号

《令和4年度 佐渡市新畑野財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■新畑野財産区特別会計 3,576

・主な財源内訳

財産収入（主なもの：物品売払収入 200） 287

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間2回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第36号

《令和4年度 佐渡市真野財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■ 真野財産区特別会計 3,368

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 173） 176

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間3回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 37 号

《令和 4 年度 佐渡市病院事業会計予算 概要》

【令和 4 年度予算額（病院事業全体）】

○予算上の収益的収支は、306,561 千円の赤字予算

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R 3 当初	R 4 当初	比較増減
収入	1,485,831	1,539,779	53,948
支出	1,887,596	1,846,340	△41,256
収支	△401,765	△306,561	95,204

	両津病院			相川病院		
	R 3 当初	R 4 当初	比較増減	R 3 当初	R 4 当初	比較増減
収入	1,114,229	1,266,655	152,426	371,602	273,124	△98,478
支出	1,338,558	1,347,812	9,254	549,038	498,528	△50,510
収支	△224,329	△81,157	143,172	△177,436	△225,404	△47,968

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R 3 当初	R 4 当初	比較増減
収入	845,040	293,499	△551,541
支出	723,916	243,870	△480,046
収支	121,124	49,629	△71,495

	両津病院			相川病院		
	R 3 当初	R 4 当初	比較増減	R 3 当初	R 4 当初	比較増減
収入	745,418	229,720	△515,698	99,622	63,779	△35,843
支出	714,294	230,091	△484,203	9,622	13,779	4,157
収支	31,124	△371	△31,495	90,000	50,000	△40,000

【両津病院】

1 編成方針

- ・現在の医療水準を維持した上で患者数確保と診療報酬加算の継続に努める。
- ・入院収益は病床利用率を 60 床の 91.0%として、入院単価を令和 3 年度の実績から算出する。外来収益は、令和 3 年度にあった新型コロナウイルスワクチン接種の収益増をないものとして、前々年度程度の収益確保に努める。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、81,157 千円の赤字予算
- ・新病院建設に向け、新両津病院建設事業費の総額 5,106,158 千円を令和 4 年度から 7 年度までの継続費として計上する。

【相川病院】

1 編成方針

- ・19 床の有床診療所として、慢性期患者の受け皿となる。外来機能は現在の水準の維持に努める。
- ・病床利用率に関しては、19 床の 94.7%として、入院単価を診療所基準で算出する。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、225,404 千円の赤字予算
- ・令和 3 年度分として給付される単独支援給付金により、一般会計からの運営資金繰り入れを 40,000 千円減額する。

議案第38号

《令和4年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、水道事業債の借り入れを抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な施設改良事業としては、老朽管更新事業、配水管敷設替事業及び施設増改良事業を実施し、有収率向上と安心安全な水道水の安定供給を図る。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,634,390	当初予算額	2,287,923
前年度当初予算額	2,583,003	前年度当初予算額	2,207,694
予算額増減	51,387	予算額増減	80,229

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出			(2) 資本的収入及び支出		
		昨年度増減			昨年度増減
・水道事業収益	2,634,390	(51,387)	・資本的収入	1,488,640	(28,084)
営業収益	1,438,260	(29,112)	企業債	674,000	(34,000)
営業外収益	1,196,128	(22,275)	国庫補助金	294,550	(△25,700)
特別利益	2	(0)	工事負担金	183,964	(16,164)
・水道事業費用	2,634,390	(51,387)	出資金	336,126	(3,620)
営業費用	2,424,856	(65,023)	・資本的支出	2,287,923	(80,229)
営業外費用	208,833	(△13,636)	建設改良費	1,372,611	(57,004)
特別損失	101	(0)	企業債償還金	915,312	(23,225)
予備費	600	(0)			

4. 主な事業

(単位：千円)

○施設改良費		昨年度増減
・老朽管更新事業	495,200	(△50,800)
・配水管等敷設(替)事業	364,300	(38,850)
・施設増改良事業	385,900	(136,400)
○営業費用		昨年度増減
・原水及び浄水費	552,158	(△5,242)
・配水及び給水費	218,599	(△27,900)
・総係費	306,835	(69,929)
・減価償却費	1,293,926	(3,320)

議案第39号

《令和4年度 佐渡市下水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、高資本費等の対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、一般会計からの繰入金を抑制し、下水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業としては、污水管渠工事、処理施設工事、雨水管渠工事を実施し、公共水域の保全と浸水対策に努める。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	3,226,374	当初予算額	2,296,468
前年度当初予算額	3,444,414	前年度当初予算額	2,254,523
予算額増減	△218,040	予算額増減	41,945

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		昨年度増減	(2) 資本的収入及び支出		昨年度増減
○下水道事業収益	3,239,394	(△240,324)	○資本的収入	1,632,410	(92,186)
営業収益	738,480	(78)	企業債	711,800	(11,000)
営業外収益	2,500,912	(△240,402)	国庫補助金等	359,110	(18,043)
特別利益	2	(0)	受益者負担金等	10,469	(1,956)
○下水道事業費用	3,226,374	(△218,040)	他会計補助金	551,031	(61,187)
営業費用	2,938,914	(△190,765)	○資本的支出	2,296,468	(41,945)
営業外費用	286,359	(△27,275)	建設改良費	857,562	(29,892)
特別損失	101	(0)	企業債償還金	1,371,526	(17,287)
予備費	1,000	(0)	負担金長期未払金	67,380	(△5,234)

4. 主な事業

(単位：千円)

○建設改良費		昨年度増減
・污水管渠工事	653,100	(107,100)
・処理施設工事	74,800	(2,200)
・雨水管渠工事	11,000	(△70,500)
○営業費用		昨年度増減
・管渠費	104,523	(△732)
・処理場費	524,445	(4,422)
・ポンプ場費	44,915	(△3,479)
・農業集落排水費	5,551	(△1,215)
・漁業集落排水費	36,420	(△856)
・総係費	177,203	(1,880)